

第二次美祿市総合計画策定方針 (要領)

美祿市

平成 29 年 12 月策定

1 策定の趣旨

平成31年度（2019年度）を目標年次とし、平成22年度（2010年度）にスタートした第一次美祢市総合計画（以下、「現総合計画」という。）の計画期間は、残り2年余りとなりました。

平成20年の美祢市、美東町、秋芳町の合併時の新美祢市を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化、情報化、国及び地方公共団体における財政状況の悪化等様々な問題と変革期を迎えていました。

その中で、地方分権時代に対応した地方公共団体としての自主性・自立性を高め、簡素で効率的な行政運営の確立と行政基盤の強化を図り、市民の誇りと自信の醸成を図るため、基本理念を「市民が夢・希望・誇りをもって暮らす交流拠点都市美祢市」とし、目標の都市像を「交流拠点都市～観光立市～」の創造とし、個性のあるまちづくりを進めてきました。

この間、平成24年7月に開設した美祢市台北観光・交流事務所をはじめとした「国際交流の推進」、独自の基準により特産品を「MINEコレクション」として認定するなどの「六次産業化の推進」、及び地域の自然や文化の成り立ち、仕組みを楽しみながら学ぶ「ジオパーク活動の推進」を図って参りました。

一方、深刻化する人口減少や少子高齢化問題、各地での大規模災害の発生、情報化社会のめまぐるしい進展等、当市の財政を取り巻く環境が見通せない状況となっています。

このような社会経済環境と新市10年間の総括を踏まえ、現総合計画を基本としながらも、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズへの対応など、現在市が抱える課題に的確に対応するとともに、今後の持続可能なまちづくりに向けての基本指針として、平成32年度（2020年）からスタートする第二次美祢市総合計画（以下、「新総合計画」という。）を策定します。

新総合計画では、現総合計画基本構想の「交流拠点都市」を更に前進させるため、市民参画を今以上に推し進め、より市民のまちづくりとなることを念頭に計画策定を行います。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の基本的な方向

新総合計画は、「本市の目指すべき将来像」に向けて、市民とともに、どのような市を創造していくのか、そのための方向性を示す「まちづくりの基本方針」です。このことから、「将来像」「基本理念」「基本目標」「分野別基本方針」など、基本の方針を計画として取りまとめます。

なお、計画の策定に当たっては、社会経済情勢に係る各種統計データを基に市の課題を抽出して整理を行うとともに、市民参画による総合計画審議会等での審議や市民ワークショップ及び市職員などによる検討・協議などの幅広い議論を行います。

(2) 計画策定の基本姿勢

今後目指す新たな都市像、重点方針や長期に渡る持続可能なまちづくりの実現に向け、次の基本姿勢により計画策定に当たります。

- ア 現総合計画の総括を踏まえた計画づくり
- イ 人口減少社会対策
- ウ 少子高齢化対策
- エ 地域特性を活かす計画づくり
- オ 持続可能な社会を目指した計画づくり
- カ 安定財政基盤
- キ 選択と集中による重点施策への投資を踏まえた計画づくり
- ク 重要行政評価指標（K P I）を設定し、成果が評価できる計画づくり
- ケ 実効性を踏まえた計画づくり

3 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種計画や施策の基本となる最上位の計画とします。

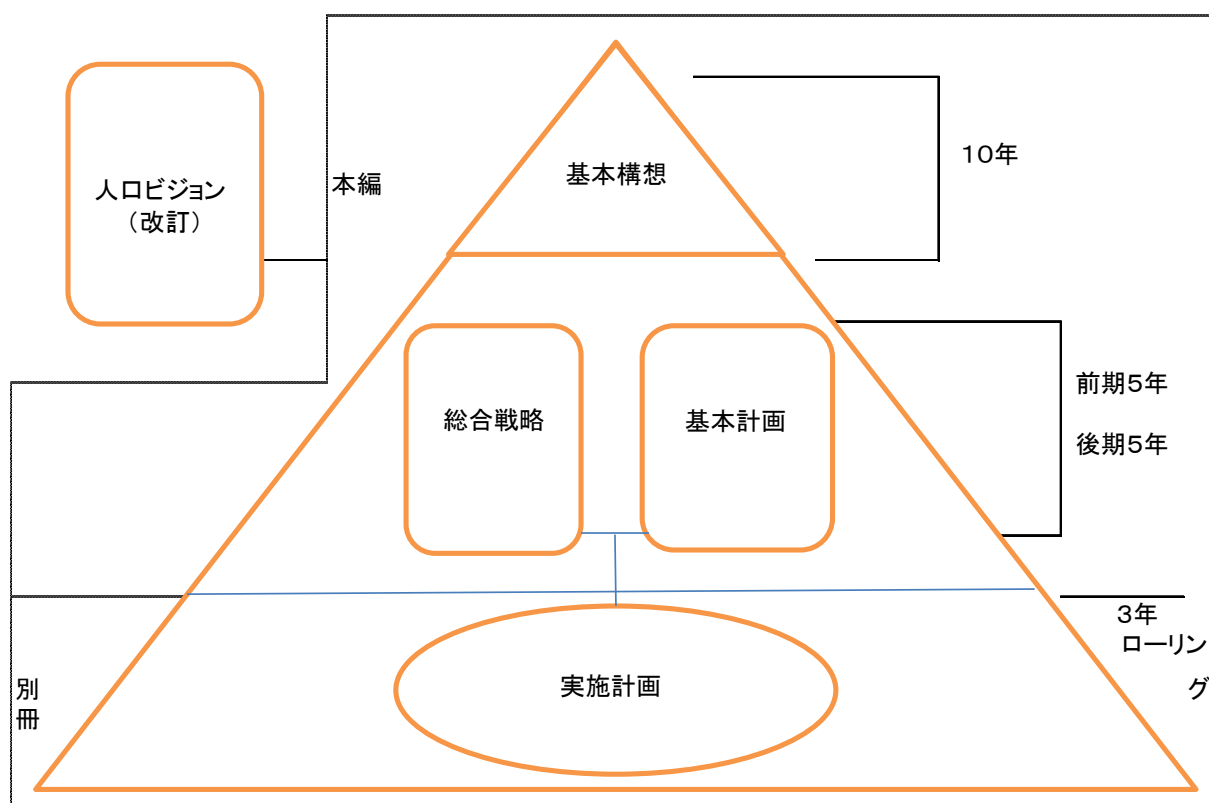
また、市民や民間事業者とも共有し、官民協働のまちづくりを進めるための考え方や方針を示す計画とします。

このほか、国や県などの関係機関に対して、本市のまちづくりの方針を示す計画とします。

(2) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

ア 計画の構成と期間



新総合計画の計画期間は平成32年度(2020年度)から平成41年度(2030年度)までの10年間とします。

よって、まちづくりの指針・根幹である基本構想を10年とし、経済情勢の変化等に対応するため、総合戦略及び基本計画を前期・後期に区分し、各5年間とします。

また、実施計画については、事業をローリングして進捗を図るため、年次毎に3年間とします。

(3) 計画の内容

ア 基本構想

まちづくりの将来像や基本理念を示し、その実現を図る基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、総合戦略及び基本計画の根幹となるものです。

よって、社会経済情勢や社会制度の変化など長期的展望が困難な状況はあっても、市の長期ビジョンを示すことの必要性を踏まえ計画期間は引き続き10年間とし、平成32年度から平成41年度までとします。

イ 総合戦略

美祿市人口ビジョンが示すように、予測される人口減少問題に対応し、本市における、ひと・しごとの流れを生み出し、活力あるまちづくりを行うため、活力ある地域づくりに効果・実行性のある重点項目を掲げ、その戦略的な施策

の実施を図り、緩やかな人口減少と持続可能なまちづくりを目指す指針と戦略とします。

次期総合戦略にあっては、新総合計画の基本構想の着実な達成を図るため、基本計画と共に推し進めるため、5年間毎に策定を行います。

なお、戦略の実効性と着実な進捗を図るため「重要業績評価指標（K P I）」（以下、「K P I」という。）を設定し、検証し評価と改善を行います。

ウ 基本計画

基本構想を受けて、まちづくりの基本方向に基づき、体系的に施策の分野における計画を示し、その実現に向けて必要となる個別施策を体系化したものです。よって、基本構想の10年間を前期・後期の各5年に分け策定します。

なお、計画にあっては、目標達成の実効性と目標数値の検証を着実に進めるようK P I等評価指標を設定します。

エ 実施計画

総合戦略及び基本計画で体系化した具体的施策の計画的・効率的な推進のため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業内容などを明らかにするもので、毎年度の事業進捗を図ります。

この実施計画は、諸情勢の変化に対応するため、3年の計画とし、毎年度事業の評価・見直しなどを行います。

（4）計画策定の根拠法令

平成23年の地方自治法改正まで、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、計画の基本理念である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日公布の地方自治法の一部改正（平成23年法律第35号）により、第2条第4項に規定された基本構想の策定及び議会議決の規定が廃止され、策定及び議会の議決を経るかは市の判断に委ねられることになりました。

本市においては新総合計画が、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、将来像を描くものであることから、市民の代表である市議会の議決を経ることにより、市民に対する理解と協働を求め策定します。

よって、基本構想を議会議決とする根拠条例を、総合計画に特化した新規条例とし、制定します。

（5）個別計画との整合

これまでに策定された各個別計画との整合性を図ると共に、各部署で今後策定する各個別計画については、新総合計画が定める基本目標等の内容と整合性を図るものとします。

計画策定に係る基礎調査についても、市民アンケートや情報収集作業の重複を

避けるため、関係部署との連携を密にして進めるものとします。

4 計画の策定方針（要領）

（1）策定体系

区分	内容		
基本構想	将来像		
	基本理念		
	基本目標		
	基本方針		
総合戦略	基本目標		
	重要戦略		
	展開すべき施策		
基本計画	施策の大綱（基本方針）に基づく施策		
	基本目標 1（例）	基本方針 1	各施策
		基本方針 2	
	基本目標 2	基本方針 1	
		基本方針 2	
	基本目標 3	基本方針 1	
基本方針 2			
基本目標 4	基本方針 1		
	基本方針 2		
実施計画	「具体的施策」		

（2）基本構想

ア 新しいまちづくりの目標

新しいまちづくりを実現させるため、10年後のあるべき姿を「将来像」として描き、それを実現させる「基本理念」を定めます。

基本理念に応じたまちづくりの目標として「基本目標」を掲げます。

（ア）将来像

本市が現状の諸課題を克服し、目指すべき10年後のあるべきまちの姿を示します。

（イ）基本理念

将来像の実現のために推し進めるまちづくりの基本理念を定めます。

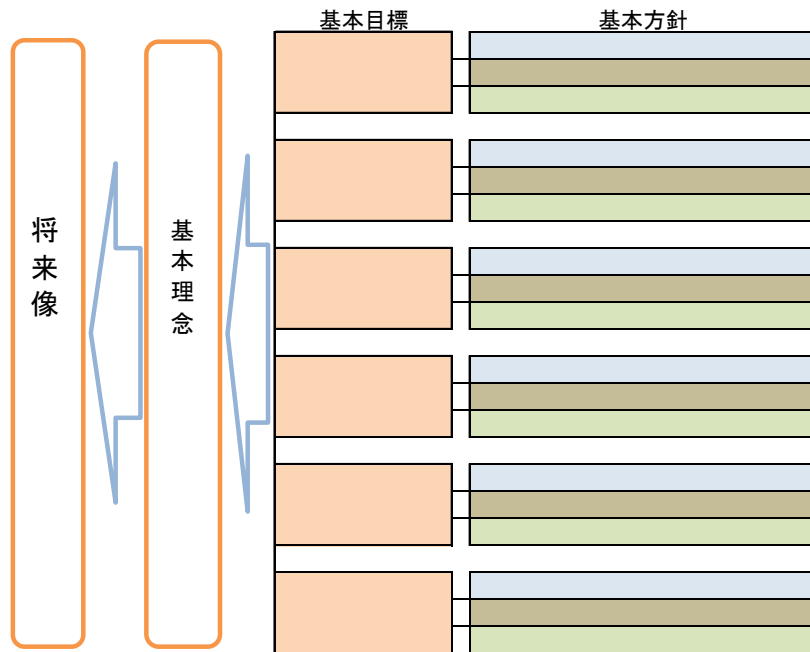
（ウ）基本目標

基本構想で定める「将来像」を達成するため、「基本理念」の下に推し進めるまちづくりの目標を「基本目標」として定めます。

（エ）基本方針

「基本目標」に基づき、施策を構築する基本方針を定めます。

イ 施策の大綱 (イメージ)



(3) 総合戦略

基本構想で「将来像」を掲げ、基本理念の下に基本目標を基本方針に沿って推し進めるにあたり、その中核となる重点戦略プロジェクトを本編で構成します。本市が抱える人口減少問題の対策に効果・実行性のある取組を戦略的に進め、本市の活力あるまちづくりを推し進めるための計画とします。

ア 基本目標

総合戦略の策定目的である人口減少対策及び地方創生を推進するため、指し示す「基本目標」を定めます。

イ 重要戦略

総合戦略の計画期間は5年間毎であることから、この間に「基本目標」の達成に向け、特に重点的に事業を推し進めることで、戦略の重要度とその効果が高いと認められ、且つ、実行性が高いと評価できるものを「重要戦略」として位置付けます。

ウ 展開すべき施策

各「基本目標」毎に、その達成に向けて必要な「展開すべき施策」とその目的・意義及び施策の方向性を定めます。

エ KPI

基本目標の達成に向けて具体的施策の展開に対して、客観的な指標を設定する必要があります。

このKPIは、具体的施策の主に※アウトカム（発生する効果・成果）に関する指標を設定します。（場合によっては※アウトプットも可。）

※アウトカム：事業実施に伴い発生する成果及び効果に関する指標

※アウトプット：事業実施に伴い直接関連する指標

■ 具体的設定例

「交通安全の推進」という展開すべき施策に対し、「歩道の設置事業」がある場合、【交通事故件数の減少】がアウトカムの設定例となり、【設置歩道数・量】がアウトプットとなります。

オ 戦略体系

■ 戦略体系図

基本目標	重要戦略	展開すべき施策	KPI

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる「基本目標」・「基本方針」を達成するための、今後5年間の施策計画をまとめます。

なお、前総合計画で示していた、前・後期基本計画における「具体的施策」を補完する「主要事業」の記載は行わず、「施策の展開」において内容を示し、施策の進捗を5年後のKPIの設定により、事業評価を行います。

ア 基本目標

基本構想で定めた基本目標により、体系的に計画を取りまとめます。

イ 基本方針

基本構想の施策の大綱で示す基本目標毎の基本方針により、施策を体系的に取りまとめます。

ウ 施策

基本方針に基づき施策を体系化し、施策毎に施策を実施する上での現状と課題の分析により、取組の方向性を示し、施策によって達成する10年後の姿と

5年後のK P Iを定めます。

エ 施策の展開

施策において定めた「取組の方向」に基づき、K P Iの達成に向けて施策の展開とその内容を定めます。

カ 計画体系

■ 体系イメージ

基本目標 ①	基本方針 1		
	《施策1-A》	・現状と課題	・施策の展開と内容
		・取組の方向	
		・5年後の姿とK P I	
	《施策1-B》	〃	〃
	基本方針 2		
	《施策2-A》	・現状と課題	・施策の展開と内容
		・取組の方向	
		・5年後の姿とK P I	
基本方針 3			
《施策3-A》	・現状と課題	・施策の展開と内容	
	・取組の方向		
	・5年後の姿とK P I		

(5) 実施計画

ア 3年間のローリング

	前期					後期				
	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度
総合戦略・基本計画										
実施計画										

イ 実施計画展開表

本計画は、総合戦略に掲げた「基本目標」を実現させるため具体的施策として定めた「展開すべき施策」における事業の展開を示したものと、及び、基本計画に定めた施策における具体的な事業の展開を示したものです。

本編掲載部分	実施計画記載部分	再掲載	具体的施策						
			内容						
			重要業績評価指標 (KPI)	名称	現状値			目標値	
			具体的取組	H32	H33	H34	H35	H36	
	例: ○○○の検討			○○の実施					

(6) 進行管理

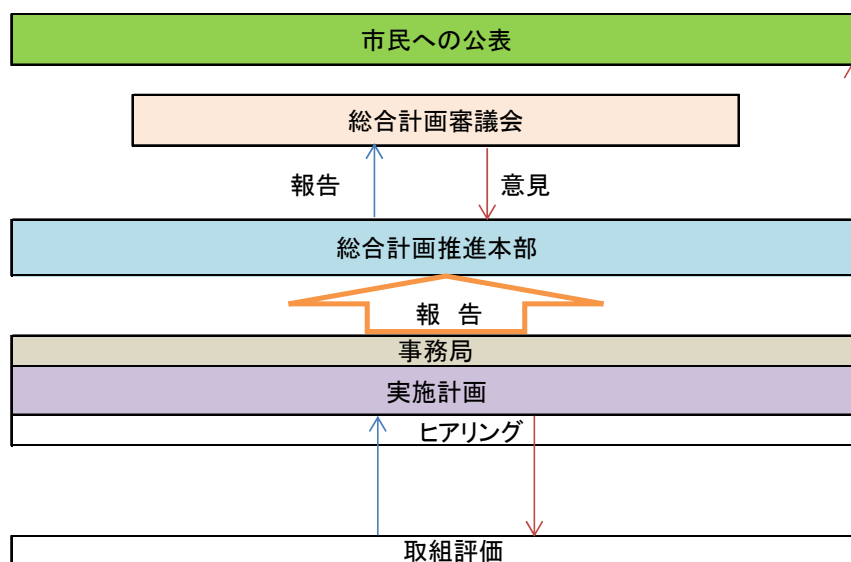
ア 目的

新総合計画を効果的且つ効率的に推進するため、総合戦略及び基本計画で示された施策の目標達成度をK P Iの進捗により明らかにし、「総合計画審議会」(以下、「審議会」という。)においてモニタリングし、その結果を市民に公表することにより、継続的な改善と円滑な事業の推進を行います。

イ 進行管理の対象

実施計画の内、K P Iに関する重要施策として、総合計画推進本部(以下、「推進本部」という。)及び審議会が対象としたものとする。

ウ 進行管理体制



・評価工程

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民									公表			
審議会							モニタリング					
推進本部					報告							
各部局課		評価										
事務局	準備	依頼		ヒアリング	一部修正		一部修正					

エ 進行管理の方法

実施計画から、推進本部及び審議会により選定された具体的施策の中の重要施策において、実施計画及び各指標の進捗状況を明らかにし、ヒアリングと推進本部への報告(庁内評価)と外部モニタリング(審議会報告)を経て、市民に公表を行います。

5 市民参画

(1) 市民参画の基本的な考え方

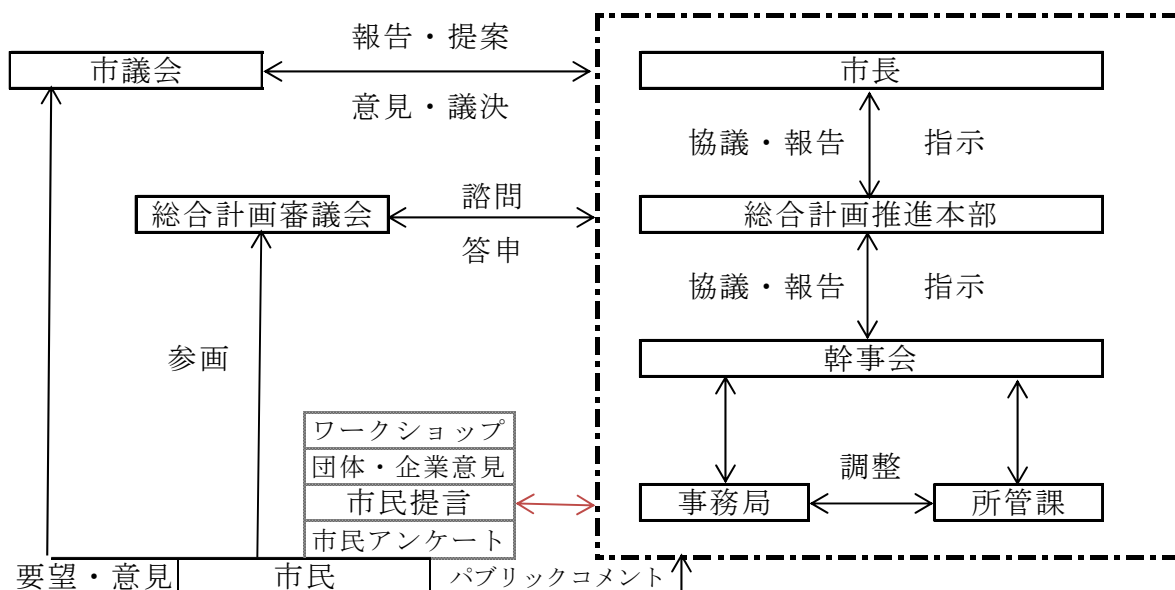
新総合計画の策定過程においては、多様な市民参画の機会を公平に提供し、将来を見据えた本市のあるべき姿を念頭においた自主的・主体的な計画づくりへの参画を促すことで、協働のまちづくりの一助とします。

(2) 策定過程で想定される市民参画手法

- | | |
|-----------------|-------------|
| ア 総合計画審議会（公募委員） | イ 美祢市議会 |
| ウ 市民アンケート（意識調査） | エ 市民ワークショップ |
| オ 各種団体等との意見交換会 | カ パブリックコメント |
| | キ その他 |

6 策定体制等

《策定体制イメージ図》



(1) 策定体制

ア 各部・課等

基礎資料の取りまとめや施策案の作成については、各所属長の指示の下、計画策定の趣旨及び基本姿勢等を共有し、全課員により作成を行います。

各部局長においては、課を横断する課題の整理や施策の調整・連携等を行い、部及び全庁的な策定作業の推進を図ります。

イ 庁内検討委員会

(ア) 幹事会

基礎資料に基づく現状分析や基本構想・基本計画及び総合戦略の素案作成

については、各課長で構成する幹事会を設置してその作業にあたります。

(イ) 推進本部

推進本部は、副市長、教育長及び各部局長で構成し、必要に応じ幹事会で作成させた素案を審議し、基本構想、総合戦略及び基本計画の原案を策定し、並びに実施計画を策定します。

(2) その他

ア 計画の基礎条件

各部署において、現総合計画の事業総括を行い、目標指標の達成状況を把握できる基礎資料の作成を行います。

また、長期の財政見通しや将来人口推計については、美祢市財政計画及び国の地方財政計画や人口統計等の状況を踏まえて作成し、計画案の基礎とします。

イ 行政マネジメント

新総合計画の策定に当たっては、既存の事業形態や事業のあり方等についても総合的に見直しを行う必要があるため、第三次美祢市行政改革大綱等の計画との整合を図るものとします。

ウ 人口ビジョン

平成27年度からの人口ビジョンを策定していますが、この計画は現総合計画で掲げる目標人口3万人を考慮し、平成27年に策定した美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実施した際の目標人口を掲載しています。

しかしながら、目標人口3万人を定めた現総合計画は平成22年度策定したものであり、人口ビジョンを策定した平成27年度と5年のずれがあることなどから、実際の本市の人口は目標から乖離した数値となってきました。

今回、新総合計画における基本構想の策定において、将来指標である目標人口は、全ての計画に大きな影響を与えるものとなります。

また、目標人口は総合戦略に大きく係りがあること、且つ、当戦略を総合計画に組み入れることから、現在の人口ビジョンの推計する目標人口の改訂を行い、現実に即した人口目標を基に計画策定に着手することとします。

なお、目標人口は、人口ビジョンにおいて改訂を行い、総合戦略において改訂した目標人口の施策展開を行うことから、新総合計画においての「将来指標」の記載は行わないこととします。